

令和7年度12月 第9回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和7年12月19（金） 午前10時00分 ～ 午前10時50分

開催場所 あま市役所 2階 B会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	太田 昌史	出席	推 1	櫻井 博文	出席
2	辻本 雅之	出席	推 2	毛利 康夫	出席
3	山田 昌弘	欠席	推 3	村上 英夫	出席
4	近藤 哲夫	出席	推 4	伊藤 幸夫	出席
5	竹嶋 肇	出席	推 5	小鹿 正実	出席
6	宮崎 君恵	出席	推 6	竹田 隆義	出席
7	片岡 伴造	出席	推 7	大平 悦司	出席
8	木全 和光	出席	推 8	丹羽 敦	出席
9	山田 英史	出席	推 9	水谷 鋼造	出席
10	木村 日登美	出席			
11	鈴木 義雄	出席			
12	近藤 善成	出席			
13	武藤 多津美	欠席			
14	塚本 隆啓	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
局 長 代 理	井上 清彦	書 記	大村 帆乃香

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案 3 0 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案 3 1 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 5	議案 3 2 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 6	議案 3 3 地域計画の変更について
日程第 7	議案 3 4 農業振興地域整備計画の変更について
日程第 8	議案 3 5 農地中間管理事業法第 1 8 条第 1 1 条の規定による要請について
日程第 9	報告 2 7 農地法第 5 条の規定による届出について
	報告 2 8 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
	報告 2 9 農地改良届について

議 長 (あいさつ)

本日の出席につきましては、農業委員の出席数は12人、推進委員の出席数は9人です。山田昌弘委員、武藤委員が欠席となっております。

定足数に達していますので、令和7年度12月あま市農業委員会総会を開会します。

本日の議案日程はお手元に配布のとおりです。

議 長 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。
9番山田英史委員及び14番塚本隆啓委員を指名します。

議 長 日程第2「会期の決定」を議題とします。
本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。

議 長 日程第3 議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

この議案には、辻本委員に係る事項があります。

あま市農業委員会総会規則第17条の規定により、辻本委員には一時退席していただきます。

(辻本委員退席)

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第30号について説明いたします。

申請番号3-22番につきまして、説明いたします。

参考資料は1、2ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は議案書のとおり、申請地は、石作阿弥陀寺地内の田で、所有権移転による経営拡大となっております。

申請番号3-23番につきまして、説明いたします。

参考資料は3、4ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は議案書のとおり、申請地は、七宝町遠島上江越及び折口地内の田で、所有権移転による経営拡大となっております。

申請番号３－２４番につきまして、説明いたします。

参考資料は５、６ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は議案書のとおり、申請地は、七宝町遠島上江越及び折口地内の田で、所有権移転による経営拡大となっております。

申請番号３－２５番につきまして、説明いたします。

参考資料は７、８ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は議案書のとおり、申請地は、七宝町川部市ノ坪地内の田で、所有権移転による経営拡大となっております。

譲受人等の経営農地に不法転用は無く、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

こちらにつきましては、１２月１５日に木全和光委員と現地確認をさせていただいております。以上です。

議 長 木全和光委員に現地確認に行ってくださいました。木全委員から現地の状況について報告願います。

木全委員 議案第３０号につきまして、現地確認を行いました。耕作に関して問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び木全委員から説明・報告がありました。議案第３０号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問も無いようですので採決に移ります。
議案第３０号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 挙手全員です。よって、議案第３０号は承認されました。
それでは辻本委員に戻っていただきます。

(辻本委員入室)

議 長 日程第４ 議案第３１号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

(説 明)

議案第 3 1 号について説明いたします。

申請番号 4－3 番につきまして、説明いたします。

参考資料は 9、10 ページをご覧ください。

申請者は議案書のとおり、申請地は、七宝町沖之島中屋敷地内の畑、駐車場への転用となっておりますが、申請地はすでに駐車場となっており、申請者とその家族が長年利用しております。この度、登記が農地であることが判明し、違法状態を是正するため今回の申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、市役所から 300 m 以内の区域にある農地で、第 3 種農地に区分されるため、転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、12 月 15 日に木全委員と、また、海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。以上です。

議 長

木全委員に現地確認に行ってくださいましたので、現地の状況について報告願います。

木全委員

議案第 3 1 号につきまして、現地確認を行いました。転用に関して問題はありませんでした。

議 長

ただ今、事務局及び木全委員から説明・報告がありました。議案第 3 1 号について、何かご質問等はございますか。

議 長

ご質問も無いようですので採決に移ります。

議案第 3 1 号を許可相当として愛知県知事に送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

挙手全員です。よって、議案第 3 1 号は承認されました。

議 長

日程第 5 議案第 3 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

(説 明)

議案第 3 2 号について説明いたします。

申請番号 5－20 番につきまして、説明いたします。

参考資料は 11、12 ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案書のとおり、申請地は、七宝町遠島南萱苧島地内の

田、資材置場への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は、本申請地西側に本店を置き、家電を中心としたリサイクル業を営んでおります。

リサイクル品の取り扱い量は年々増加しており、さらなる事業拡大に伴い、新たに土地を確保しようと考えていたところ、当該土地の譲受の内諾をもらえたため、今回の申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、第3種農地に区分されるので、転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、12月15日に木全委員と、また、海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。以上です。

議 長 木全委員に現地確認に行ってくださいましたので、現地の状況について報告願います。

木全委員 議案第32号につきまして、現地確認を行いました。転用に関して問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び木全委員から説明・報告がありました。議案第32号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問も無いようですので採決に移ります。
議案第32号を許可相当として愛知県知事に送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 挙手全員です。よって、議案第32号は承認されました。

議 長 日程第6 議案第33号「地域計画の変更について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第33号について説明いたします。

参考資料は13、14ページをご覧ください。

本件は、地域計画変更申出書が提出されたことから、農業経営基盤強化促進法第19条第5項の規定に基づく地域計画の変更について、同条第6項の規定に基づき、あま市が当委員会に対して意見聴取を行うものです。変更地域は、七宝地区です。申請番号2については、七宝町伊福猿学地内の田で、変更内容は、機材置場兼作業場への転用です。申請番号3については、七宝町鯉橋三丁

目地内の田で、変更内容は、駐車場への転用です。申請番号４については、七宝町伊福江向地内の田で、変更内容は、資材置場兼駐車場への転用です。目標地図としては、参考資料１３ページにあるとおり、案件番号１から６の部分が除外となります。地域計画としては、参考資料１４ページにあるとおり、区域内の農用地等面積が 169.6ha から 0.5ha 減少し、169.1ha となります。以上です。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました、議案第３３号について、ご質問等はいかがでしょうか。

村上委員 地域計画変更と農業振興地域整備計画変更との違いは何ですか。

事務局 地域計画変更は、あま市が定めた計画から、該当の土地を計画区域外にすること、農業振興地域整備計画変更は、農業振興地域内の農用地区域内の該当の土地を農用地区域外にすることです。

村上委員 計画区域内で農業が行えなくなった場合、委託先を自由に選ぶことはできないのですか。

事務局 自身で委託先を決めることは可能です。

毛利委員 所有者が死亡したり、農地を売買したくなった場合はどうなるのか。

事務局 計画の変更になると思われます。

議 長 他にご質問はございませんか。
他にご質問も無いようですので採決に移ります。
議案第３３号を意見なしとして、あま市へ回答することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。よって、議案第３３号は承認されました。

議 長 日程第７ 議案第３４号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第34号について説明いたします。

本件は、農用地利用計画変更申出書が提出されたことから、農業振興地域の整備に関する法律施行令第3条第3項の規定に基づく農業振興地域整備計画の変更について、同法施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、あま市が当委員会に対して意見聴取を行うものです。申請番号3について説明します。参考資料は15、16ページをご覧ください。申出者は議案のとおり、申請地は、七宝町下田貳町六反地内の畑です。申出者は、現在、申出地の西側隣接地の実家で、家族5人で生活していますが、南側隣接地の敷地で自身の住宅建築を計画しており、申出地を住宅への通路及び駐車スペースとして利用予定です。申出者の父は申出地以外にも土地を所有していますが、隣接している土地が無く、申出地のみが住宅建築の計画を実行できる土地であることから今回の申出となっております。なお、申出地は農用地区域内ですが、周辺部に位置し、周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。

続きまして、申請番号4について説明します。

参考資料は17、18ページをご覧ください。

申出者は議案書のとおり、申請地は、七宝町伊福猿学地内の田です。申出者は、名古屋市中川区に本店を置き、土木、建築業を営んでおります。申出地の北側及び北東隣接地に機材センターを設けておりますが、事業の拡大に伴い、既存の機材センターでは手狭となり、敷地の拡張を計画していたところ、当該申出地について所有者から譲受の内諾をいただけたため、今回の申出となっております。なお、申出地は農用地区域内ですが、周辺部に位置し、周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。

続きまして、申請番号5について説明します。

参考資料は19、20ページをご覧ください。

申出者は議案書のとおり、申請地は、七宝町鯉橋三丁目地内の田です。申出者は、七宝町鯉橋一丁目に本店を置き、中古車販売を営んでおります。申出地の北側に中古車の駐車場を所有しておりますが、事業の拡大に伴い、既存の駐車場では手狭となり、近隣で敷地の拡張を計画していたところ、当該申出地について所有者から譲受の内諾をいただけたため、今回の申出となっております。なお、申出地は農用地区域内ですが、周辺部に位置し、周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。

続きまして、申請番号6について説明します。

参考資料は21、22ページをご覧ください。

申出者は議案書のとおり、申請地は、七宝町伊福江向地内の田です。申出者は、名古屋市中区に本店を置き、主に福祉車両の販売及び賃貸を営んでおります。申出地の西側を、販売用、賃貸用、修理用、従業員用の駐車場として利用

しておりますが、近年の福祉車両の需要拡大により既存の駐車場では手狭となり、近隣で敷地の拡張を計画していたところ、当該申出地について所有者から譲受の内諾をいただけたため、今回の申出となっております。なお、申出地は農用区域内ですが、周辺部に位置し、周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。

以上4件につきまして、12月15日に木全委員と、また、海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。以上です。

議 長 木全委員に現地確認に行ってくださいましたので、現地の状況について報告願います。

木全委員 議案第34号につきまして、現地確認を行いました。計画の変更に関して問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び木全委員から説明・報告がありました、議案第34号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第34号を意見なしとしてあま市へ回答することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。よって、議案第34号は承認されました。

議 長 日程第8 議案第35号「農地中間管理事業法第18条第11項の規定による要請について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第35号について説明いたします。

本件は、中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるよう、愛知県農地中間管理機構に対して要請するものです。機構が定めた計画を愛知県が認可・広告を行うことで利用権が設定されます。農地所有者は3名で、貸付地は5筆、4,260 m²、借受者は2名となっております。権利の設定を受ける担い手においては、農地の集約化に関し影響はなく、また、農業経営においても問題がないことを事務局として確認しております。以上です。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました、議案第３５号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第３５号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。よって、議案第３５号は承認されました。

議 長 日程第９ 報告第２７号「農地法第５条の規定による届出について」、報告第２８号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」、報告第２９号「農地改良届について」を事務局から報告願います。

事務局 (報 告)

議 長 以上で本会の会議に付議された事案は、すべて議了しました。
よって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。長時間にわたりご苦労さまでした。
次回の農業委員会でございますが、１月２０日（火）午前１０時からの予定です。

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和8年1月20日

議 長 太田 昌史

署 名 委 員 山田 英史

署 名 委 員 塚本 隆啓